



組合員証等が使えないのは どんなとき？

Q 歯の矯正は、組合員証や被扶養者証（以下「組合員証等」といいます）を使って保険治療を受けることができないと聞きましたが、本当ですか？ また、他にも組合員証等が使えないケースがあれば教えてください。

A

組合員証等は、病気やケガの治療を目的として使用できません。そのため、組合員証等でおかたの病気やケガの治療は受けられますが、「歯の矯正」は一般的に「病気」として取り扱われないために、**保険治療の適用外（自費診療）**になります。

しかし、「歯の矯正」といっても、外科手術をとまう矯正治療であれば、保険治療が適用されるケースもあります。

なお、その他に組合員証等を使用できない代表的なケースは、次のとおりです。

- 1 単なる疲労回復を目的としたマッサージなどの施術や健康診断、予防注射などの予防措置
- 2 美容整形のための手術
- 3 正常な分娩
- 4 医師が治療上必要と認めない装具
- 5 公務による病気やケガ※



※公務（労務）による病気やケガは、公務災害補償基金（労働者災害補償保険）で治療費を支払うため、組合員証等を使用できません。

交通事故などの場合

交通事故などの第三者の行為によりケガをしたときは、組合員証等を使用できます。ただし、加害者に対して共済組合が医療費の請求を行いますので、**組合員証等を使用して受診する前に、必ず共済組合へ連絡してください。**

